

## 別紙様式第1号（第7条関係）

### 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条第1項に規定する説明書類

#### 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

##### (1) 取組みの方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

具体的には、以下の通りです。

- ① 基本方針のほか、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規定を策定し、取組み方針を適切に実施するための組織整備を行ってまいります。
- ② 水戸信用金庫常任理事を『金融円滑化管理責任者』に選任し、金融円滑化を推進するとともに、適切な管理を行ってまいります。
- ③ 経営支援部及び審査企画部において経営改善支援、コンサルティング部門を設け、お客様へのきめ細かな経営改善支援を行ってまいります。
- ④ 複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- ⑤ お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、人事部、経営支援部、審査企画部において、融資担当者及び営業担当者に対し、融資基礎研修、目利き研修を実施いたしております。
- ⑥ 基本方針が適切に実施されているか、定期的または必要に応じて調査検討を行うとともに、必要に応じて管理方針、規定の見直しを行います。

##### (2) 取組体制

###### ① 体制および責任者等

- ア. 理事会が方針策定、関連規定の制定や改定ならびにこれらの周知徹底を行います。
- イ. 常務会は、金庫内の連絡・報告体制を整備し、必要に応じて管理体制の改善を図り、理事会に付議・報告を行います。
- ウ. 審査企画部担当理事を金融円滑化管理責任者とします。
- エ. 各営業部店長を営業店金融円滑化管理責任者とします。
- オ. 各営業店融資課長を営業店金融円滑化管理担当者とします。
- カ. 各営業店得意先課長を営業店顧客説明担当者・顧客説明担当者とします。

## ②相談・受付体制

- ア. 各営業部店では、融資担当者および得意先課長を中心にお客様からの相談・お申込みに真摯に対応いたします。
- イ. 条件変更等の要望を、明確な理由もなく拒絶したり、取下げさせることはありません。

### 第 2 第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

申込・相談を受けた場合は、『融資相談・申込受付簿』に記録し申込状況の把握及び進捗管理に使用し、5年間保存します。また、謝絶あるいは取下げの場合にはその理由を可能な限り具体的に記録し、本部へ月次で報告します。

各営業部店は『貸付条件の変更等管理シート』に基づき、実施状況（申込み・実行・審査中・謝絶・取下げの件数、金額）を審査企画部へ四半期ごとに報告します。

これらの報告を審査企画部で取りまとめ、状況を的確に分析します。また、金融円滑化管理の実効性を検証したうえで、方針、規定等の改善策を検討し、常務会に報告します。

### 第 3 第 6 条第 1 項第 3 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化に関する苦情相談について、本部相談室に苦情相談ホットライン、各営業部店に苦情相談窓口を開設し、苦情相談担当者および担当者が適切に対応します。苦情相談についても『苦情等処理記録カード』を作成し、5年間保存します。本部相談室は、金融円滑化管理責任者に金融円滑化に関する苦情相談を報告するとともに、関係各部と協議し、解決を図ります。

貸付条件の変更等に関する苦情相談窓口	
水戸信用金庫	相談室
電話番号	029-222-3392（直通）

### 第 4 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当金庫では、経営支援部、審査企画部、営業推進部金融情報サービス室に経営改善支援、コンサルティング部門を設置し、お客様の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行ないます。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	6,666	30,572	63,272	90,754	118,047	137,948		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	5,097	22,178	48,983	70,924	93,056	105,828		
うち、実行に係る貸付債権の額	4,292	19,842	43,125	66,833	87,322	99,620		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1,001	1,414	1,434	1,696	4,234		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	804	1,193	4,206	2,353	3,511	1,294		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	141	236	303	526	679		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,569	8,393	14,289	19,829	24,990	32,119		
うち、実行に係る貸付債権の額	1,130	6,919	12,208	17,530	22,442	28,635		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	195	426	562	629	716		
うち、信用保証協会等が債務の保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	136	330	454	517	576		
うち、審査中の貸付債権の額	439	1,057	1,133	868	893	1,357		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	221	520	869	1,025	1,410		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	268	1,385	2,465	3,510	4,525	5,777		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	70	404	775	1,093	1,410	1,756		
うち、実行に係る貸付債権の数	59	352	710	1,024	1,322	1,619		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	6	17	20	34	47		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	11	40	39	33	32	57		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	9	16	22	33		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	198	981	1,690	2,417	3,115	4,021		
うち、実行に係る貸付債権の数	135	830	1,482	2,176	2,845	3,629		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	20	32	46	57	69		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾 する旨の判断を示した貸付債権の数	0	16	19	30	40	49		
うち、審査中の貸付債権の数	63	110	130	102	100	157		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	21	46	93	113	166		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	82	4,355	8,003	10,620	15,583	18,244		
うち、実行に係る貸付債権の額	56	4,086	7,633	10,139	12,804	15,371		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	3	291	300	434	2,455		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	258	258	369	477		
うち、審査中の貸付債権の額	26	265	73	149	2,291	364		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	4	31	53	53		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	10	97	159	216	302	395		
うち、実行に係る貸付債権の数	7	82	148	195	267	343		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	5	6	15	22		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	2	2	7	8		
うち、審査中の貸付債権の数	3	14	5	10	13	23		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	5	7	7		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	435	1,281	2,050	2,837	3,581	4,475		
うち、実行に係る貸付債権の額	152	1,040	1,646	2,471	3,133	3,839		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	17	65	116	173	222		
うち、審査中の貸付債権の額	283	173	268	156	96	233		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	49	69	94	176	180		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	33	100	158	221	287	359		
うち、実行に係る貸付債権の数	12	79	120	187	247	304		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	6	10	14	18		
うち、審査中の貸付債権の数	21	16	25	13	9	19		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	7	11	17	18		